

質疑内容及び回答

「荃崎庁舎跡地利活用に係る公募型プロポーザル」に関する質疑内容とそれに対する回答は以下のとおりです。

番号	要領・様式の 該当箇所	質問内容	回答内容
1	4(2)① 土地賃借料	土地の賃借料について、土地用途が変わることで道路の価値が上がると考えるが、固定資産税評価額は最大何倍ほど上がる予想をしているか。10倍になることはあり得るか。	小売店設置による利便性向上により、土地の価値が上がることは考えられますが、つくば市内の土地の価値はつくば駅及び研究学園駅の周辺を除いて近年下落傾向にあるため、固定資産税評価額が倍額になることも想定しにくいと考えます。
2	—	以前、荃崎交流センターの利活用も考えていたかと思うが、今後は交流センターにおいて、小売店の出店を考えているか。	荃崎交流センターについては、今後もこれまでと同様の利用を続けていくため、小売店の出店は検討しておりません。
3	4(2)① 土地賃借料	土地の賃料に関して、行政側に有用な提案を行った場合、提案書の評価は加点されるのか。	土地の賃借料については、「つくば市公有財産規則第35条第1項」に基づき固定資産税評価額の2.5%で算出することとしているため、賃借料の増額等による加点はありません。

4	4(3)⑤ 敷地面積の確定	測量関係は実施していないようだが、土地利用計画図作成に当たり、提供できる図面があればいただきたい。	小茎 288 及び 289 番地の測量を行った用地平面図がありますので、御要望があれば提供いたします。 ただし、今回貸付の対象となる部分に限った測量は実施していないため、当該部分について提供できる図面はありません。
5	6(3)⑤ プレゼンテーションの実施	出席者は1事業者につき3名とあるが、パソコン操作者も含むか。	パソコン操作者は出席者の3名に含みません。
6	9(2) 事業計画提案に関する書類	事業計画提案書について、用紙サイズはA4、A3が混じった形でも問題ないか。	用紙のサイズは自由のため、混在しても問題ありません。